公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 現 行 (趣旨) [同左] 第1条 この条例は、公益的法人等への一般 第1条 この条例は、公益的法人等への一般 職の地方公務員の派遣等に関する法律(平 職の地方公務員の派遣等に関する法律(平 成12年法律第50号。以下「法」とい 成12年法律第50号。以下「法」とい う。)第2条第1項及び第3項、第5条第 う。)第2条第1項及び第3項、第5条第 1項、第6条第2項並びに第9条の規定に 1項並びに第9条の規定に基づき、公益的 基づき、公益的法人等への職員の派遣等に 法人等への職員の派遣等に関し必要な事項 関し必要な事項を定めるものとする。 を定めるものとする。 [同左] (職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間 第2条 〔同左〕 の取決めに基づき、当該団体の業務にその 役職員として専ら従事させるため、職員 (次項に定める職員を除く。) を派遣する ことができる。 (1)~(4) 〔略〕 $(1)\sim(4)$ [略] (5) 公益社団法人墨田区シルバー人材セン 〔新設〕 ター (6) 社会福祉法人墨田区社会福祉協議会 〔新設〕

付 則

2 · 3 [略]

(7) 法第2条第1項第4号に規定する団体

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(5)

2 · 3

〔同左〕

[略]

2 この条例の施行の日以後の職員の派遣に係る必要な手続、準備行為等は、同日前 においても、この条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 の規定の例により行うことができる。